

1. 本県の緊急輸送道路の状況

○ 高知県緊急輸送道路ネットワーク計画

- ・ 高知県緊急輸送道路ネットワーク計画書及び計画図（令和5年2月改定）において、第1次、第2次、第3次緊急輸送道路を設定

- ※ 第1次緊急輸送道路とは、①広域的な輸送物資を運ぶ広域幹線道路、②県庁所在地と地方中心都市及び重要港湾、空港を連絡する道路
- ※ 第2次緊急輸送道路とは、第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（警察・消防・自衛隊等の救援拠点、病院等の医療拠点、集積拠点等）を連絡する道路
- ※ 第3次緊急輸送道路とは、第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

2. 政策提言の要旨

南海トラフ地震等の大規模地震に備えて、緊急輸送道路下にある非耐震性防火水槽を埋め戻し、道路の耐震性を強化することは、発災時に道路機能を維持する上で重要。

能登半島地震を踏まえ、道路の耐震性を確保する必要性がさらに高まっていることから、

- ① 緊急輸送道路下にある非耐震性防火水槽の埋め戻しを、**道路防災に係る事業の一環として緊急自然災害防止対策事業債等の対象**とすること
- ② **市町村(占有者)が自ら実施し、又は負担金を支払う場合に、起債の対象**とすること
- ③ **道路管理者が自らの負担で実施する場合にも、起債の対象**とすること

3. 政策提言の理由

(1) 本県の状況

- ・ 緊急輸送道路下に27基（他道路下に816基）の非耐震性防火水槽が設置
- ・ 設置から平均66.0年経過しており、発災した場合は陥没が懸念

<参考：他県の状況>

- ・ 南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める10県知事会議の構成県の主要都市（県庁所在地及び施行時特例市以上の都市）だけを抽出してみても、緊急輸送道路下に53基（他道路下に2,891基）の非耐震性防火水槽が設置

(2) 早急な埋め戻し等による道路改良の必要性

- ・ 緊急輸送道路下に設置された非耐震性防火水槽が地震の揺れによって崩落・損壊することで、緊急輸送道路が通行できなくなることを懸念
- ・ 南海トラフ地震のみならず首都直下地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の被害が想定される地域等、全国的な課題だと認識

【高知県担当課】危機管理部消防政策課、総務部財政課

